

## 警備業務におけるサングラス着用ガイドライン

令和7年4月28日  
一般社団法人全国警備業協会

### 1 趣旨

近年、年平均気温が上昇し、夏季において猛暑日が年々増加しており、また、紫外線が人体に及ぼす影響についても注目されている。このような状況において、警備業務に従事する者が年間を通じて紫外線から目を保護し、安全かつ効果的な警備業務が遂行できるよう、サングラスの着用に関するガイドラインを定めるものである。

### 2 運用基準

#### (1) 対象者

警備業務に従事する者

#### (2) 着用目的

ア 紫外線による健康被害を防止する。

イ 太陽光等を遮ることによって視認性を確保し事故を防止する。

#### (3) サングラスの規格及び仕様

##### ア 色

レンズ及びフレームともに、黒色系、茶色系又はそれに近い色調のもの

##### イ 形状

警備員としての品位を損なわないものであって実用的なもの

特に、次のような奇抜なデザインやファッション性重視のものは着用しない

- ・派手な色や大きなロゴ、反射性の高いミラーレンズタイプのもの
- ・威圧感や不安を抱かれるようなもの

##### ウ 性能

紫外線から目を保護する機能を有するもの

#### (4) 着用基準

ア 昼間の屋外での警備業務に従事する（車両乗車中を含む。）ときに限り着用することができる。ただし、屋内であっても直射日光が差し込む場所など、着用の必要性がある場合は着用することができる。

イ 夏季に限定せずに、他の季節でも必要に応じて着用することができる。

### 3 留意事項

- (1) 警備業者からユーザーに対してサングラス着用の必要性を十分に説明したり、またはホームページ等で告知したりするなど、事前に了承を得られるように努めること。

- (2) 警備員のサングラス着用状況について、本ガイドラインの基準に適合しているか警備業者の責任において、適宜確認すること。
- (3) サングラスを着用するに当たっては、端正かつ見苦しくない着用に努めること。なお、ユーザーとの対面時や身分証を掲示する際は外す。
- (4) 日本産業規格(JIS 規格)において、次のとおり定められている点に留意し、製造元または発売元に確認するなど、規格に準拠したサングラスを着用すること（JIS 規格に準拠していないサングラスは道路交通法の安全運転義務違反となる恐れがある点に留意すること）。
- ・ 昼間に路上及び運転に使用する眼鏡レンズの視感透過率は 8 パーセントを超えていなければならない。
  - ・ 視感透過率 75 パーセント未満の眼鏡レンズは、薄暮又は夜間における路上及び運転に使用してはならない。
- (5) トンネル内通過時など、急に視界が暗くなる場面においてのサングラス着用については、運転に支障を及ぼすことがないように十分に留意すること。
- (6) サングラスの着用が、道路標識や信号機の灯火の見落としにつながることはないよう、その性能を事前に確認すること。
- (7) サングラスの着脱時や手に把持した状態は、警戒態勢に隙が生じる原因となり得ることをよく認識し、受傷事故防止に配慮して警備業務を行うこと。

以上